

仮設宿泊所入居事業者の募集



令和6年能登半島地震で、事業所が損壊し、事業を休止せざるを得ない被災中小宿泊事業者の早期事業再開と、早期の復旧・復興に向けた支援者の宿泊場所の確保に向けて、のと里山空港等で整備する仮設宿泊所に入居する宿泊事業者を募集します（申込締切日：**令和7年6月30日**）。

対 象 者	(1) 営業の意思があるも、建物の全壊、大規模半壊等により、営業ができない宿泊事業者 (2) 既存施設の解体等により、R7年7月以降、営業を一時的に休止する宿泊事業者
運営方法	仮設宿泊所の一体的な運営のため、 <u>能登半島広域観光協会への運営委託に同意いただくことが条件です。</u>
入居期間	令和7年7月～令和8年6月 （原則、一年間） ※仮営業のための仮設事業所としての趣旨から、元の事業所で営業再開の場合は退去していただきます。
用 途	宿泊施設
区 画	1 事業者10室程度（全300室） ※事業者への区画の割り当ては、応募状況や事業者の被災前の事業所の延床面積に応じて判断。
設 備	客室及び共用部分、電気・空調設備、給排水設備等。ただし、浴室、寝具、テレビ、冷蔵庫など、宿泊業に必要となる事業用設備は入居者の負担となります（運営委託料として収入の中から支弁します）。
入 居 費	無料 ※事業者で組合を形成し収益を分配します。

仮設宿泊所の運営委託による利益見通し



<留意事項>

- 能登半島広域観光協会に運営委託し、区画面積に応じて利益を受け取る形であり、事業者による個別営業はできません。
- 事業所が損壊により事業を休止する事業者への支援措置であり、元の事業所が営業休止中であることが入居の条件です。
- 運営委託のため、利益は各事業者に帰属することから、法人税等の処理は各事業者で行っていただく必要があります。
- 下表の利益見通しについては、見込み金額の利益を確実に保証するものではありません。（稼働次第で利益は変動します）

● 10室(10区画)あたりの年間の利益見通し (単位：万円)

区 分		客室稼働率	備考
		80%	
収 入		1,900	1室6,500円／泊（税別）
支 出		950	
	固 定 費	800	人件費、電気設備費、共用棟リース料、客室設備リース料（寝具、家電類）、事務機器リース料、NHK受信料、通信費など
	変 動 費	150	光熱水費、清掃委託料、リネン・アメニティ交換費、決済手数料、運営委託手数料など
	入 居 費	0	被災した事業所に代わる仮設事業所として無料
利 益		950	

※消費税・地方消費税は、試算の単純化のため、収入・支出両面から除いている。

入居区画について

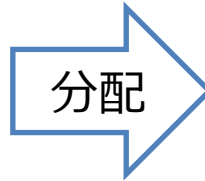
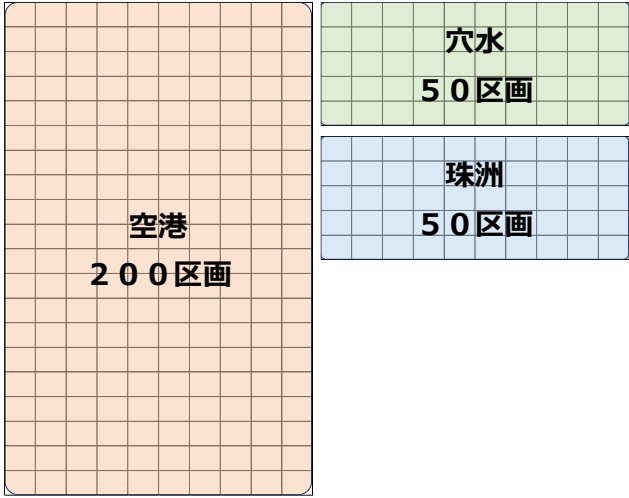
- <区画数：300>
のと里山空港仮設宿泊所（区画数：200）
穴水のとふれあい文化センター仮設宿泊所（区画数：50）
珠洲鉢ヶ崎オートキャンプ場仮設宿泊所（区画数：50）

300ある入居区画を参加事業者数で按分します。（各事業所の面積により区画数が増減する可能性があります。）
例）今年度の入居希望事業者が30事業者いた場合、1事業者あたりの割り当て区画数は約10区画となります。

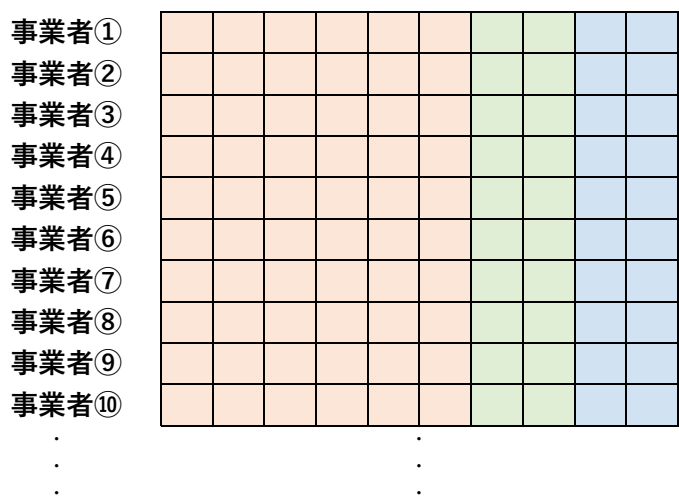
区画分配イメージ

空港、穴水、珠洲の3か所の仮設宿泊所の合計収益を事業者で配分します。
区画数を元に配分しますので、同じ区画数同士の事業者間で差が発生することはありません。

・分配前

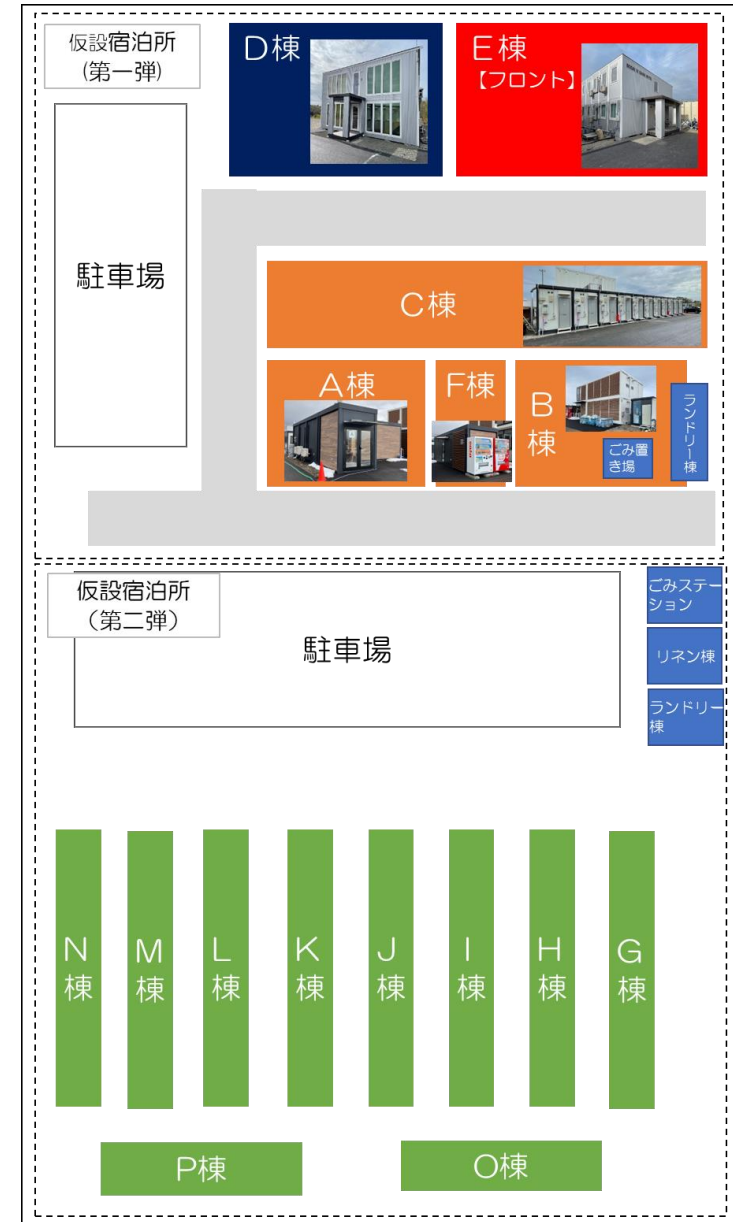


・分配後



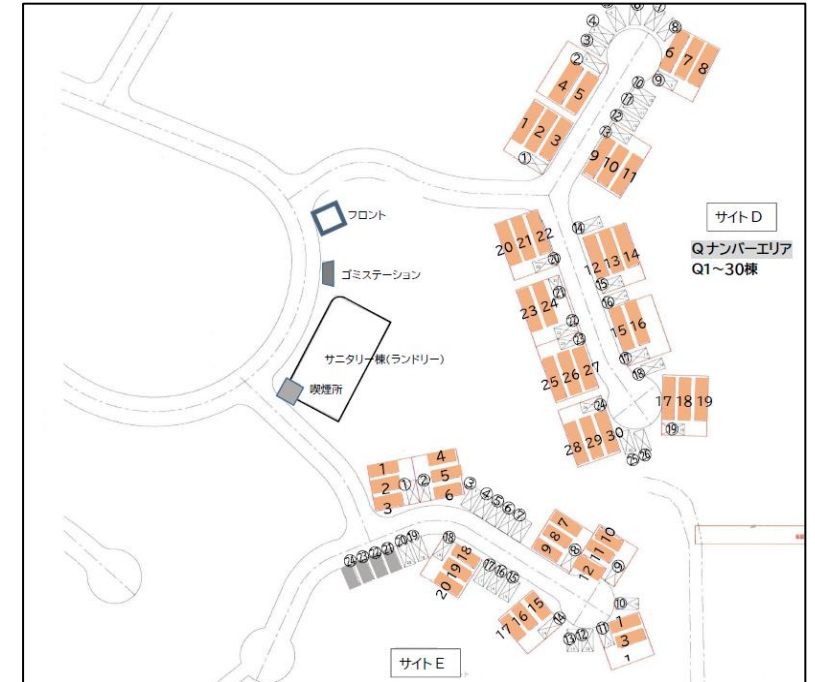
(参考) のと里山空港仮設宿泊所の配置図

■ 位置図



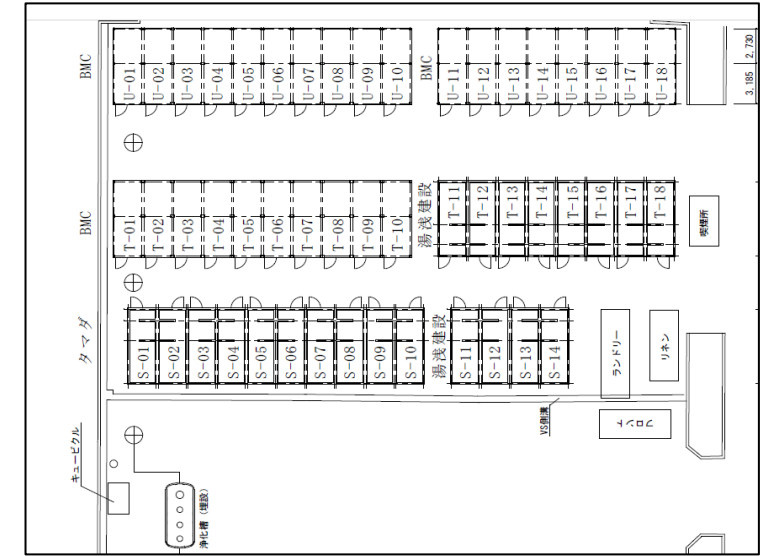
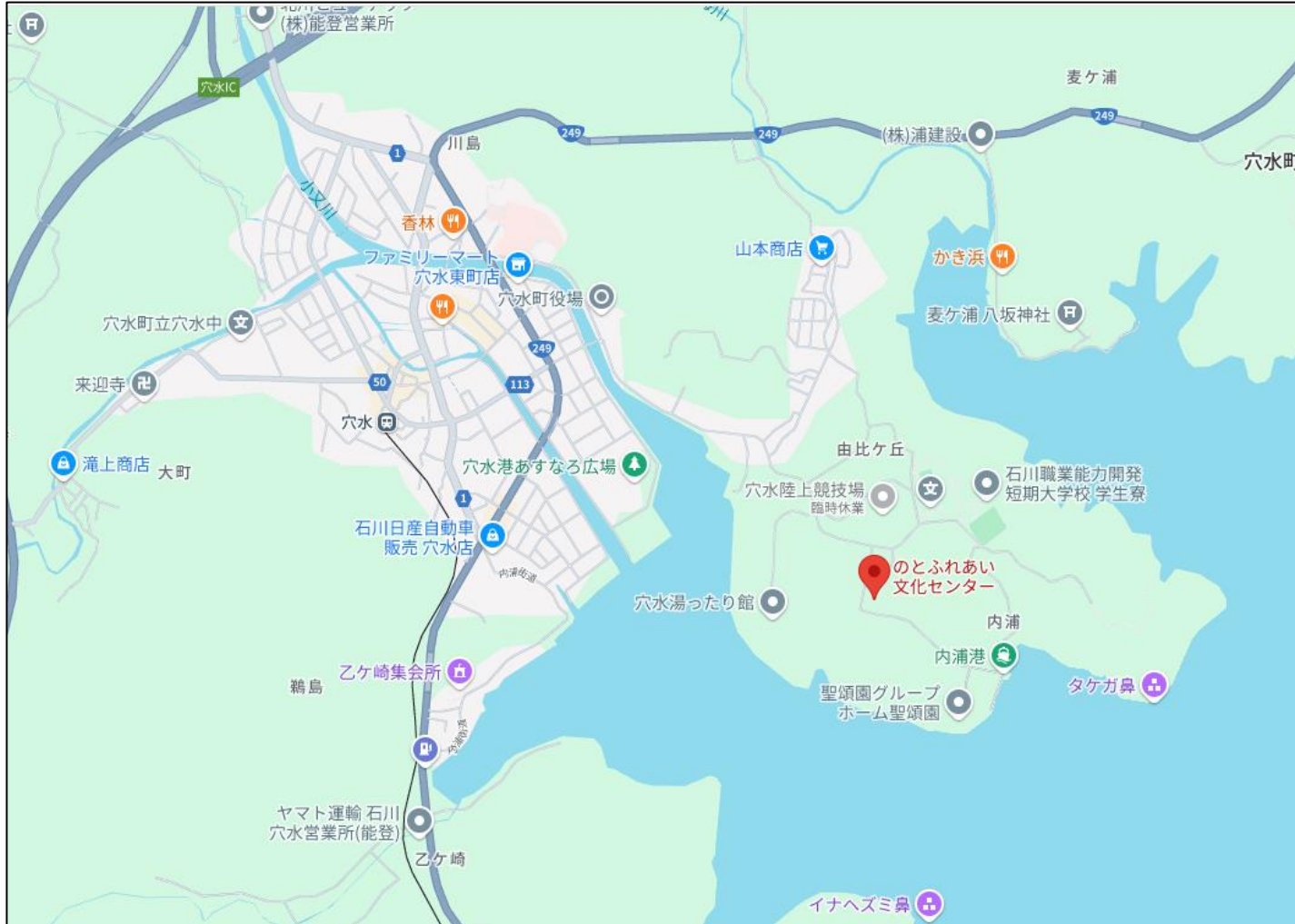
(参考) 珠洲鉢ヶ崎オートキャンプ場仮設宿泊所の配置図

■ 位置図



(参考) 穴水のとふれあい文化センター仮設宿泊所の配置図

■位置図



のと里山空港等仮設宿泊所入居申込書



申込締切日：令和7年6月30日(月)

事業者／代表者	事業者名：代表氏名：
被災した事業所の所在地	〒住所：連絡先：
被災した事業所の被害状況	いずれかに○を付けてください。 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ・ 応急危険度判定「危険」 ・ 解体済 ・ その他
被災した事業所の 延床面積／定員	延床面積：㎡定員：人
営業を休止する予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
被災した事業所の 再開予定時期	令和 年 月頃

事業再建のため、のと里山空港等仮設宿泊所への入居を希望するとともに、その運営について、能登半島広域観光協会に委託することに同意します。

<申請書の提出・お問い合わせ先>

石川県 能登半島地震復旧・復興推進部 創造的復興推進課 大山

Mail：o-taisei@pref.ishikawa.lg.jp

TEL：076-225-1984 FAX：076-225-1987

※申請については、電子申請システムでも受け付けております。

令和 年 月 日

（代表者名）

Q 1 : 現在、被災した建物で支援者の宿泊を有償で受け入れているが、この場合入居できないのか？

A 1 : 本事業は、事業所の被災により営業休止中の事業者への支援措置であり、入居はできません。

Q 2 : 2 棟のうちの 1 棟が使用不能で、1 棟のみ営業中の場合でも入居できないのか？

A 2 : 宿泊業として営業の重複は認められません。宿泊を受け入れず、食事の提供のみの営業であれば入居可能です。

Q 3 : 建物の被害に関して基準はあるのか？

A 3 : 被災による被害で元の事業所が営業できないことが要件です。建物の全壊、大規模半壊、あるいは応急危険度判定で危険とされる等、建物が使用できない事業者が優先となります。

Q 4 : 現時点ではいつ建物の修繕を行うか決まっていなが入居可能か？

A 4 : 原則、1 年間（R7 年 7 月～R8 年 6 月）営業を休止する宿泊事業者が対象です。1 年以内の営業再開が未定の場合は申込時にご相談ください。

Q 5 : 宿泊業以外の事業者が入居することは可能か？

A 5 : 宿泊施設が被害を受け営業を休止する宿泊事業者への支援措置であり、宿泊業以外は入居できません。

Q 6 : 入居者は、仮設宿泊所の運営に関して何かすることがあるのか？

A 6 : 宿泊客の予約や施設の管理等は運営委託先が行います。経費を差引いた収益を入居事業者で分配します。

Q 7 : 能登半島広域観光協会に運営委託せず、被災事業者自身が独自に営業することはできないのか？

A 7 : 仮設宿泊所全体の効率的運営のため、能登半島広域観光協会への運営委託への同意が入居の条件です。

Q 8 : 仮設宿泊所の運営が赤字になった場合、入居事業者が負担するのか？

A 8 : R6年実績は黒字、R7年も黒字の見込みです。なお、過去の事例で赤字の例はありませんが、需要の低迷で赤字が見込まれる場合、事前に仮設宿泊所の閉鎖を検討します。

Q 9 : 前年に事業者として入居している場合、翌年の入居に応募できないのか？

A 9 : 本事業は、一時的な仮営業の場を提供するものです。元の事業所が再建途上であれば、翌年の入居者募集に応募いただくことは可能です（次回、入居を保証するものではありません）。

Q 10 : どれだけの区画が配分されるのか？

A 10 : 元の事業所の延床面積を超えない範囲で、応募者数での均等配分します。

Q 11 : 入居する場合、被災事業所の所在地要件はあるのか？

A 11 : のと里山空港を中心とする広域が営業圏のため、宝達志水町以北の建物に被害を受けた宿泊事業者が対象です。

Q 12 : 宿泊業に必要な事業用設備について、最低限設置しなければならない設備など指定はあるのか？

A 12 : 仮設宿泊所を一律・一体的に運用するため、設備の基準は統一し、必要となる費用は収入の中から支弁します。